

平成十八年十二月七日提出
質問第二一四号

外務省報道課長による設宴等に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省報道課長による設宴等に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六五第一七九号)を踏まえ、追加質問する。

一 「前回答弁書」の作成過程において、外務省は山野内勘二外務省報道課長(以下、「山野内報道課長」という。)から事実関係について事情を聴取したか。聴取しなかった場合、その理由を明らかにされた
い。

二 「前回答弁書」において、「山野内報道課長」が現職に就いてから提出した贈与等報告書が零件であることが明らかになった。このことは報道関係者による経費負担で「山野内報道課長」が五千円を超える飲食をしたことが一度もないということの意味するものか。

三 「山野内報道課長」は法令を遵守する義務を負うか。

四 外務省職員が贈与等報告書を提出することは法令に基づく義務か。

右質問する。